

電気使用安全月間(8月)について

平成24年7月30日
原子力安全・保安院
電 力 安 全 課

1. 電気使用安全月間とは

昭和56年に通商産業省(当時)の主唱の下に、感電死傷事故発生の最も多い8月を電気使用安全月間と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開することにより、運動をより効果的なものとして広く国民の間に電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することとして、毎年各種取組みを実施してきた。

(別添:今年度のキャンペーンポスター)

2. 経済産業省の取組み

(1) 電気保安功労者経済産業大臣表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、特に顕著な功績又は功労があったものを表彰する。毎年度、8月最初の平日に表彰式を開催(今年度は8月1日(水)に東京會館を予定。)

(2) 電気保安功労者産業保安監督部長表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、顕著な功績又は功労があったものを表彰する。7月～11月にかけて、各産業保安監督部において実施。

(3) 産業保安監督部による普及・啓蒙

関係団体と共催による講習会の開催、関係団体の講習会への後援、講演の実施を行う。

3. 関係団体の取組み

(1) 社団法人日本電気協会

電気安全の啓発活動を行う内部組織(電気安全全国連絡委員会)を設け、ここが電気使用安全月間ポスター、電気安全パンフレットの作成及び頒布。また、安全月間に先立つ7月に、毎年電気関係事業安全セミナーを開催。

(2) 全日本電気工事業工業組合連合会

各地の電気工事工業組合が実施する電気安全啓発キャラバン隊により、漏電遮断器取り付けの推進。不適合電気設備に対する速やかな回収、事故防止及び啓発の実施。

(3) 電気保安協会全国連絡会

通常業務を通じた顧客への広報活動。マスコミ及び広報媒体等による広報活動。

(4) 電気管理技術者協会

電気安全に関するポスターの作成及び配布。自家用電気工作物の設置場所を訪問し、配電線への波及事故を防止するための装置の取り付け推奨活動を実施。(公益社団法人東京電気管理技術者協会)